

Q 自宅から出張先に移動中の事故は通勤災害ですか

A 出張中はその用務の成否や遂行方法などについて包括的に事業主に対する責任を負っていることから、特別の事情のない限り、出張過程の全般について事業主の支配下にあるとされ、業務遂行性があると解されています。

自宅から出張用務地へ直行直帰するケースもありますが、このような場合もその過程全般に業務遂行性があると解されています。

そして、この間に発生した災害については、積極的な私的・恣意的行為などに基づくものでない限り、一般に業務起因性が認められることとされています。

自宅から出張用務地に赴く途上で被災した場合は、その移動が合理的な方法・経路によって行われ、私的・恣意的行為がなければ、一般的に、出張業務に起因する災害として業務上災害とされることとなります。

を逸脱した場所（事業主から旅館を指定されているにもかかわらず、自己の都合で遠隔地の他所へ泊まった場合など）においては、業務遂行性を失っているといえますから、業務外の災害とみなされることとなります。